

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏名 高嶺清掃 株式会社

代表取締役 関川 泰子

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

さいたま市長 相川 宗



許可の年月日 平成21年 1月 7日

許可の有効年月日 平成25年 12月 15日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く: 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿 以上13種類

※ 上記の産業廃棄物の種類には石綿含有産業廃棄物を含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ (積替え又は保管を行う場合に限り。)

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可 (届出) 年月日	指令番号	変更内容
平成 5 年 12 月 16 日	指令東環第 1210 号	新規許可 (県知事許可)
平成 15 年 12 月 16 日	指令環環産第 10528 号	更新許可
平成 21 年 1 月 7 日	指令環環産第 1-736 号	更新許可
	以下 余 白	

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無